

# 選定療養費改定のおしらせ

国の方針、厚生労働省の指導により、2018年の診療報酬改定後より、初診時及び再診時選定療養費の徴収が義務づけられました。

つきましては**平成30年4月1日より**以下のとおり当院でも徴収しなくてははいけません。皆様のご理解とご協力をよろしくお願い致します。

## 【初診時選定療養費】

1,500円（税別）⇒5,000円（税別）

初診時において紹介状なしに受診される場合に、通常の医療費の他に別途ご負担頂く費用となります。

## 【再診時選定療養費】 2,500円（税別）

当院が他の医療機関に対して紹介を行ったにもかかわらず、引き続き当院を受診される場合に、通常の医療費の他に別途ご負担頂く費用となります。

平成30年3月19日

佐野厚生総合病院

病院長